

本願寺史料研究所報

第 62 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松 徹眞

発行日 二〇二二年三月三一日

近世の本願寺、その日その日

——非常災害時の
防災・避難体制をめぐって——

左右田昌幸

はじめに

本稿は、近世の本願寺において非常災害が発生したとき、宗主や御真影が大通寺に避難するというテーマが拡がって、本願寺が諸種の災害に対してどのような対応をしたのかについて調べてみた結果の報告です。なお、大通寺とは、鎮守社の六孫王社の北に位置し、律・真言・三論の兼学寺院です(『京都市の地名』日本歴史地名大系27、平凡社、一九七九年)。現在は移転していますが、

元の位置は六孫王社の北、東海道線の鐵路や梅小路公園と京都鉄道博物館をふくめたあたりでしょう。

今回の項目の出発点となる災害は火災ですが、関係史料を探索しているときや執筆しているときには、自然災害も頭の中かなりの位置を占めていました。筆者の日常的な感覚からすると、火災も非常に怖いのですが、自然災害に対する怖さも大きくなっています。晴れるにしろ雨が降るにしろ昨今の「天気の激しさ」に意識が向きます。少し以前でしたら「異常気象」という表現が何の疑問もなく使用されていたでしょう。最近では、「異常気象」という表現をあまり目にしなくなつたように思います。おそらく価値評価をふくまない客観的(あるいは科学的という意味もふくまれているのかもしれませんが)な表現ということが意識されているのでしょうか、「気候変動」という言葉を目にすることが多いような印象です。しかし、筆者の生活実感からすると、「気象現象の激甚

化」という表現を選びたくありません。

本願寺史料研究所が入っている龍谷大学大宮図書館が現在のように改修されたときには、耐震補強などが施されたと思いますが、排水能力についてはどうなのでしょう。改修後の図書館でも十年くらい以前に、集中豪雨で排水しきれなかった水が、図書館半地階の本願寺史料研究所のドアの直前の廊下まで浸みてきたことがあります。それ以後、大雨のときは半地下へ下るスロープに五十数センチの高さの防止ボードと半地階の入り口扉の下部に三十数センチほどの防水ボードの二つを設置するようになりましたが、昨今のこれまでの常識を越えた集中豪雨が発生したときに対処できるのでしょうか。

本題の枕になっただうか判りませんが、本題に入りましょう。火災とその他の大雨・洪水・地震などの自然災害にキツチリと分けて整理すべきであったと反省していますが、「気象現象の激甚化」に対する漠然とした怖さに引つ張られて、整理しきれませんでした。そのためいつもより、さらに話があちこちすることを最初にお断りしておきます。

【防災・避難体制について】

項目【養老亭】(拙稿「近世の本願寺、その日その日―近世本願寺の別荘をめぐって―」種智院大学密教学会『密教学』五五号、二〇一九年)や項目【最後の補足・吉祥院村陽泉亭篇】(他の別荘の項目とともに私家版で

『近世の本願寺、その日その日―近世本願寺の別荘をめぐって(続々編)―』と題した小冊子を準備をしています)と項目【本願寺と大通寺】に少し補足(本誌六一号、二〇二一年)などで、大通寺が近世の本願寺における宗主や法宝物の災害時における避難場所になっていたことについて触れました。そのとき、法宝物の避難体制は別に項目を立てたほうがいいとも書きました。

本項目と次の【文化十年正月「急火之節御手当定」「急火御手当大御仲居江被仰出」】がその結果なのですが、近世の京都における火消に関する研究を押さえられないままの執筆になりましたので、あくまで個別寺院における非常災害時の対応体制に限定した記事の紹介になっています。もちろん、本願寺という個別寺院における非常災害時の対応体制、ことに火災に対しては近世都市京都における火消の体制と無関係に展開したはずはないので、本項目で紹介する記事も京都における火消体制の一つのピースとして位置づけられると思います。しかし、その点を今回の項目に組み込むことは、筆者の現状では高すぎる目標でした。近世京都の災害史や火消などを専門にしておられる研究者からすれば、専門外の筆者がああでもない、こうでもないとかかなり頓珍漢な記述をしようという可能性がありません。無謀さは自覚しています。何かの情報提供になれば幸いです。

大通寺との関連でこれまで書いてきた内容と重複する部分もありますが、本項目では大通寺に限定せずに視野

を広げて、あらためて火災・地震・洪水などの非常災害時における本願寺の防災・避難体制について少し整理してみます。本願寺の日記や諸記録には、こんな記事があるのかという視線で見ただければと思います。作業のベースになるのは、筆者が数年来、『増補改訂 本願寺史』の年表用も兼ねて作成している日記における記事所在メモです。

近世の本願寺にとって最も警戒が必要であった災害は火災です。本願寺にとつてと限定しなくとも、近世の都市にとつては火災がもつとも警戒すべき災害ですから、当然の話です。地震が契機となつて宝永四年（一七〇七）十月二十四日に本願寺は、御寺内の裏借家まで「火之用心随分入念」にすべき旨を達しました（「日次之記」同年月日条）。本願寺は、この宝永四年の十一月十九日に「今度地震、大風大雨、諸国困窮二付、御法会御声明、御荘殿等御省略被成候」として、「開闢退夜」「同晨朝」「同日中」「中日」「開結」について簡略化した法式を定めています。

本願寺では宝永四年十月二十四日の達に基づいた火の用心がおこなわれていたようで、「日次之記」宝永六年六月二十九日条には「京火ノ廻り小寄中」が登場しています。「京」といっても、京都全体の火の用心とは考えにくいので、本願寺門前の寺内町の火の用心だろうと考えています。そのための「小寄中」が、おそらく寺内町の門徒たちによって結成されていたようです。

この記事以降、日記には本願寺が日常的な火の用心を達している記事が数多く存在しています。筆者は前記した記事所在メモで、「諸事被仰出申渡帳」文政八年（一八二五）三月二十二日条の仙洞御所御幸について本願寺が入念の火の用心を達した記事をメモして以降は、よほど重要と判断できた記事だけをメモする方針で日記の展開を進めました。記事所在メモには、「以後、火の用心の記事、煩瑣につき省略」と注記したような状況です。

火災のときだけを想定したわけではありませんが、「日次之記」元禄六年（一六九三）二月九日条が早い時期の防災関係の記事です。ただし、早い時期といっても、日記がこの頃からしか現存していないことと、筆者の見落としがあるでしょうから、これが最初というわけではないはずです。筆者の記事所在メモにしても、あるときふと災害関係の記事もメモしてみようと思いつたにすぎません。元禄六年二月九日条には、長御殿惣侍衆・御堂衆・綱所衆・御歩行衆・仲居衆に対し、他出の時は主水・主税に断つて他出し、大風雨の時は非番であっても御番所に罷り出ることなどを達しています（「日次之記」同年月日条）。

享保期に入っても、まだ諸種の災害に際する本格的な対応体制を確認できません。確立していなかったのでしょうか。「日次之記」享保四年（一七一九）二月二十九日条は、大谷本廟から遠くない妙法院領「大仏馬町」で寅刻過ぎに発生した火災の事例ですが、池永外記・長瀬

采女ら五名が町役人足を召連て、大谷本廟に「相詰」めるといふ対応でした。

安永期でも事態は変わらなかつたようです。「晟章殿日次」安永六年（一七七七）三月二日条によれば、申刻頃に本願寺門前の寺内町の東中筋花屋町下る町家で火災が発生したのですが、法如宗主と文如宗主が御堂に御成し、勤番・堂達衆、その他の諸士も御堂に「相詰」めるという対応でした。

災害を火災だけに限定しなければ、延享三年（一七四六）十月の「定」が火災のほかに堀川の氾濫・大風・大地震に際する対応を規定しています。「定」は、留役所「諸日記」弘化三年（一八四六）閏五月十六日条に写し込まれています。

定

一平日辰刻方酉刻迄、御役所二老人ツ、膝代り急度相詰無油断可相勤事

但、夜分ハ当番之もの宿可致事

一出火、不限遠近不残可罷出候、尤御境内出火二候ハ、早速火元へ三人共直二欠附可申候、御境外出火二候ハ、御役所江三人共馳參可申事

於場所三人共、此方人歩并町歩共引廻し、水之方相働可申候

但、御役所近辺出火二候ハ、三人之内老人、町歩廿人召連御役所江罷帰り、年行事町歩式人

并詰所箆筥等相渡し置、又々火元へ馳參可申事
一堀川満水之節、御役所二当番老人、御影堂御門前江老人、太鼓御番所前へ老人可罷出事
一大風之節、三人共御役所へ可罷出事

但、火事装束着用

一大地震之節、当番者御役所、非番方兩人ハ御堂御白砂江可罷出事

右之通堅相守、非常之儀常々無油断心懸ケ專要二候、尤於場所諸事指図を請相働、勿論狼藉喧嘩口論我儘之働無之可致出情候、出情之輩ハ兼而及沙汰、狼藉且不屈我儘等相働、或ハ不出勤并不出情之族者、急度越度可申付者也

寅十月

延享三年也

十月十五日被召出被仰渡

□右衛門

儀左衛門

下代

利兵衛

多少なりとも災害時の活動が具体的に記載されるのが、やはり火災の場合です。火災の場合、出火元が近い遠いに関係なく「不残可罷出」とあるのですが、誰が「罷出」のでしょうか、とりあえずは彼らが、「此方人歩并町歩共」を指揮して消火活動をおこなったと理解してよさそうです。出火に際する但し書きが、なかなかうまく理

解できません。「詰所箆筒等相渡シ置」とあるのは、各役所の事務書類の保全のことでしょうか。まず最初に書類を保全したあとで、火元へ駆けつけ消火活動に従事するというこのようです。少し気になるのは「此方人歩并町歩共引廻し」という文言です。「此方」という表現からは、個別寺院として本願寺独自に消火活動に従事する人足というニュアンスを感じます。この点は、本願寺独自ではない別の火消システムが存在していることを示していると考えられます。

火災以外の洪水・大風・大地震など、実際に発生しつつある災害に対する対応策としては、「於場所諸事指図を請相働」ということですから、臨機応変な対応というにしても、いささか心許ないという印象が拭えない災害対応体制ではないでしょうか。

もともと、火災については本願寺が個別寺院としてだけ対応しなくとも、別の火消のシステムが発動していたと理解できる事例を一つ提示してみましよう。「日次之記」延享四年四月二十六日条です。

一 今朝寅刻前、七条通東中筋東江入町北側土屋又兵衛方出火、類火無之、又兵衛裏や江かけ一軒二而

卯刻前鎮ル

右二付

一 牧野備後守殿

取次 近藤与左衛門

一 三井下総守殿

同 平井又六

一 永井丹波守殿 同 幸田重蔵
人数被差出候御挨拶

小堀十左衛門 不相勤

出馬か

定火消月番郡山

松平美濃守殿 取次 芦田吉右衛門

御境内出火二付、人数被差出候被相働、早速鎮り

御大慶思召之旨

右使者 沖見

火災の場所は、「七条通東中筋東江入町北側」ですから「御境内出火」です。この火災に対する本願寺独自の動きは判らないのですが、明らかに本願寺とは別の火消システムである「定火消」が働いていたことが判ります。

安永期には災害対応に関して興味深い事例があります。「晟章殿日次」に「戌刻、大地震、日本国家々動」と記された安永七年六月四日の地震の翌月、七月二日には大雨により堀川が氾濫します。「晟章殿日次」同年月日条には、「酉刻過方大雨メツソウ成大高水」とあります。「起居筆記」は、その日の天候を「暁天曇、辰刻雨下、巳刻過天少晴、午後方雨時々下、到晚夜分酉刻過方大急雨、雷鳴電光又雨下、到晚堀川大洪水申伏」と記していますので、かなり急な集中豪雨だったようです。さらに「起居筆記」は堀川氾濫の様子を、「酉刻堀川筋洪水二而段々水増候而、亥刻過盛二而御殿廻り江水馳入、

北長築地方西長築地并大仲居前幕御門前・御堂白砂・滴翠園等大川の如シ、水深事式尺五寸余、子刻花屋町筋石橋高欄落、下馬札流候故拾上候、御堂前北之御門半候候、堀川筋橋々両御堂前別状無之、堀川御門橋高欄落、七条通橋尽落入候、下魚棚橋同断、木津屋橋同断、其他御殿廻り所々破損有之」と詳細に記しています。

「起居筆記」は、このような危機に際して人の避難状況についても記しています（同年月日条）。そこには次のようにあります。

綺春館洪水ニ而姫様方等大奥江御入、永安館同断、当御殿江入来、丑刻過少々水引候也、水盛二相成候時分喚鐘太鼓撞セ申候故、御堂江御成有之、且又常楽台前側之高塀崩候故、先荒増如是候、三十九年朱筆△凡三十九人有之由来之大水ニ而候由、東川洪水ニ而溺死等も有之由、朱筆△元文五年庚申年堀川筋も同断

法如宗主が状況を自分の目で確認するためでしょうか、御堂に御成したことや子供たち避難状況は判るのですが、防御の態勢については判りません。なお、この堀川の氾濫の危機を知らせるために太鼓楼で喚鐘を撞いていました。この太鼓楼の喚鐘については、「最章殿日次」安永七年七月二日条には、「太鼓御番所ハンシヤウ打シ故、御堂へ御成」とあります。

大雨による堀川の氾濫は、天明八年三月二十四日にも

発生しました。「起居筆記」（同年月日条）によると天候の状況は、「暁天雨下、終日同断、申刻別雨甚敷、電光雷鳴十四声、申半刻相止、到暮夜分戌半刻□風雨止」とあります。この大雨によって堀川から水が溢れ、「町役」の秋田蔵人と蒲生図書の二人は、「昨夕大雨二付、堀川出水、北御門際石垣崩、下馬札流シ候儀、甚不行届」として「御叱」を受けています（「日次之記」（同年三月二十五日条）。寺内町の町奉行が防災の何らかの責任を負っていたことは読み取れるのですが、防災システムまでは筆録されていません。

さらに「日次之記」文政九年（一八二六）七月二十四日条によれば、日付の下その日の天候が記される箇所「今暁、大雨ニ而御白砂江大水込入候事、辰刻方晴」とあって、御白洲が水に浸かっています。しかし、残念ながらここでも本願寺のなかでどのような動きがあったのは筆録されていません。

喚鐘についても少し書いておきます。火災の場合は、緊急事態を告げる合図が洪水の場合と少し違っていたようです。幕末期の留役所「諸日記」弘化三年（一八四六）五月十五日条に、町奉行よりの伺いに対し、「喚鐘之義者於御当家者御法器ニ而、右等ニ相用候も如何ニ候、且真ニ御近火御立退之合図ニ御堂喚鐘打候義、兼而之御規定ニ而、夫々致混雑旁不宜候間、矢張太鼓ニ而打方差別致し候方宜候条、打方勘考可有之候、猶亦太鼓調進之義者吟味役江示談之上、取計可有之候事」とあります。

この可否を勘考した結果は、「伺之通、町奉行へ及下知置候」(同前)とありますので、火災の際の法宝物の避難の合図には御堂の喚鐘を打つことが規定されていたようなのですが、法器である喚鐘を打つことは不都合であるので、太鼓を合図に使用するように変更されたと考えられます。その際、「太鼓二而打方差別致し候」とある点を、寺内町の時刻を告げる時の太鼓と区別するということに限定して考えずに、この記事の最初に「一町奉行方伺之町役所人数寄為知、喚鐘・太鼓之義、左之通」(同前)とあることを読み込んで、太鼓の打ち方によって出動する家中の担当持ち場や人数なども区別するようになったとは考えられないでしょうか。遙かに時間を隔てて、現在の消防車が出動するときのサイレンと鐘の音に繋がっていくのかもしれませんが。

判らないのは、では太鼓樓の喚鐘は打たなかったのかという点ですが、判断の材料を持っていません。また、「太鼓調進之義」とありますので、緊急用に打つ専用の太鼓を新調することも考えられたようですが、新調されたとするなら、どこで制作されたかなど筆者には興味のあるところですが、「猶新調太鼓之義者、其役前へ示談之上取計可有之候旨申達置之事」(同前)あるだけで、これ以上の探索の手がかりを持っていません。

水害に対して本願寺の場合は門前の堀川か西洞院の川の増水状況を注視しながら、事前に防御の態勢を敷いて土嚢を積むなどして氾濫に対処することはできたかもし

れませんが、それをも越えて溢れた水が御白洲に侵入し御堂の間際まで来ると、対処の方法がないという状況であったのだらうと素人なりに想像します。しかし、本尊以下の法宝物までが氾濫で流されるという状況は想定しにくかっただろうと思われまふ。その点、火災の場合は、火の手の行方や火勢を見極めながら避難や防御の準備も整えられる可能性があったり、本願寺自身に延焼の危険が迫れば、法宝物を避難させる時間的な余裕が少しはあったと思われまふ。もともと本願寺自身が全焼する可能性も否定できなかったでしょう。

これ以降の状況について筆者は記事所在メモで、後掲の「諸事被仰出申渡帳」天明八年(一七八八)十月十日条以降、毎年恒例となっている火の用心は別にして、少し内容のありそうな火の用心をふくめて防火に関する記事をいくつか拾っています。これを筆者の興味アンテナの感度はその方向に敏感になったために、記事を拾うことが多くなっただけという側面もあると思います。しかし、「諸事被仰出申渡帳」天明八年十月十日条の記事は火災発生から半年以上の時間の経過がありますが、やはり天明八年正月晦日の天明の大火が契機であったと考えられますので、本願寺やその周辺での防火意識が高まりつつあったと考えてまちがいありません。

「諸事被仰出申渡帳」の天明八年十月十日条を提示しておきましょう。

今度御本山両御堂為御火除、御前通堀川方西中筋迄
 両側御広ケ被為成度二付、常樂台地面之内東西拾壹
 間壹尺七寸、南北五間六尺、右依御用早速被差上、
 御満足思召候、猶替地之儀追而被遂御穿鑿可被下置
 候事

申十月四日

内膳

大和

讚岐守

兵部卿

常樂台

役人

このとき常樂寺は、「六条御境内絵図」（一九九〇年
 の顕如宗主四百回忌・本願寺寺基京都移転四百年の記念
 出版『図録 顕如上人余芳』の付録にトレース図面があ
 ります）によれば、堀川を挟んで御影堂門の向かい側、
 正面通りの南側の位置にありました。常樂寺は、両御堂
 の防火の一助として「御前通堀川方西中筋迄両側」、つ
 まり堀川を東に入る正面通を西中筋までの間の道の両側
 （南側は常樂寺の境内地）を寄進したということです。

ただし、「依御用早速被差上」とあって、「替地」の検
 討もなされていますので、この道の拡幅は、本願寺側が
 企図し常樂寺がその意向に応じたということですが。道の
 両側を「南北五間六尺」拡幅し、東西は西中筋までの「拾
 壹間壹尺七寸」の距離ですから、延焼・類焼を防ぐ防火

帯の役割を期待できたのではないかと思えます。

ただし、防火意識が高まった切っ掛けを、宗主や家族
 ・法宝物が一端大通寺に避難したあとで、さらに伏見御
 坊勝龍寺に避難することになった天明八年正月の天明の
 大火だけに限定することはできないと考えられます。「日
 次之記」天明八年正月晦日条にも避難の状況が委しく筆
 録されているのですが、同年月日条には「右出火二付、
 兼而御手当御頼故」とありますので、非常時には大通寺
 へ避難することは「兼而」準備されていました。しかし、
 項目【養老亭】（前掲『密教学』五五号）で少し書いた
 ように、「兼而」が天明八年からどれくらい遡るのが判
 りません。

大通寺への避難を一つの項目として採用した『本願寺
 年表』（浄土真宗本願寺派、一九八一年）が、史料の根
 拠として明記している「天明大火書類」を確認する必要
 を感じるのでありますが、残念ながら筆者にはこの「天明大火
 書類」の所在が判りません。本願寺史料研究所に「天明
 八年正月京都大火一件書類」と袋に上書きされた史料が
 あるのですが（袋には朱筆で「凶事門之内天災之部」と
 もあります）、袋に納められている一紙文書や冊子を点
 検しても、どうも「天明大火書類」であるとは思えませ
 ん。この袋の上書きには「式袋之内」ともありますので、
 もう一つの袋に納められた史料である可能性が高いと思
 いますが、筆者はやはりその所在を掴めていません。

なお、本願寺史料研究所の史料整理によって「天明八

年正月京都大火一件書類」と同じ箱に収められた「天変・地変・火災及諸変大小事抜萃」と表紙に記された冊子でも、大通寺への避難から本願寺への還御は確認できるのですが、「兼而」についての手がかりはありません。

天明の大火以降、筆者は記事所在メモで本願寺では火の元の取り締まりが強化される記事をいくつか拾っています。そのうち、寛政七年（一七九五）十月八日の達について記しておきます。この達の記事は、「諸事被仰出申渡帳」と「日次之記」にあります。それによれば、勤番衆に両御堂・詰め所の火の用心や昼夜の見回りを寛政四年の達の通りに実行すべき旨を達しています。「諸事被仰出申渡帳」寛政四年四月十五日条の勤番中への達を紹介しておきます。

一

御堂内陣向、惣而守護之事

勤番中

但シ日之内見廻り之儀者勿論、夜分戌刻子刻見廻り可申事

この見回りには、戸締まりや異常がないかの点検だけでなく火の用心もふくまれています。見回りの時間や重点的に点検する場所は違ってはいますが、役僧并番組・三十日番・火番・綱所・大御仲居などにも同じ主旨の達がだされています。最後の達の終わりには「其外勤方在来之通」ともありますので、日常的な防災体制の一層の強

化ということでしょう。日所的な面での火災対策では、「諸事被仰出申渡帳」によれば、晴天が続いたときなどにも、晟章殿以下二十の役所に火の用心が布達されました（文化二年八月・同六年六月九日など）。

京都の被差別身分の門徒たちも、火消・防御活動に活躍します。この点については筆者が『振興会通信』（同和教育振興会のリーフレット）に連載している「同朋運動史の窓」（六八回・六九回、二〇二一年・二二年）を参照していただきたいのですが、寛政期における消火活動に関して見逃せない記事が一つありますので、ここでも触れておきます。「諸事取調言上帳」（林藤馬騰担当、十一番帳）嘉永五年（一八五二）六月十九日条です。

この記事は、大坂市中の中心的な被差別部落の門徒たちが、火消の象徴たる纏を新調して本願寺の御作事に献上するため（おそらく御作事が管轄する火消の纏ではないかと思えます。この火消についてはこの項目の後半で少し記事を紹介しますが）、その手本の授与を願った記事ですが、その手本として、本願寺に一番近い京都の被差別部落の門徒に授与されていた纏に言及しています。

記事にはこの纏について、「寛政十年別紙之通（中略）」

皮多共駆附途中かさつ成義共有之不埒ニ付」として、「先年御下ケニ相成有之御纏」を「公儀方御取上ケニ相成」、纏は本願寺に引き渡されたとあります（この史料は二十五年ほど前に翻刻したことがあります。同和教育振興会編『同和教育論究』に筆者が断続的に連載している「近

世真宗差別問題史料」であらためて全文翻刻の予定で
す。

本願寺は、火消の象徴である纏を本願寺に一番近い被
差別部落の門徒たちに授与していたわけですから、とう
ぜん、彼らによる消火活動に期待していたはずではな
い。纏を授与されていた被差別身分の門徒たちが、火消
としてどのように組織化されていたのか、はたまた火消
役としての消火活動であったのかどうかなどの点が気
になるところですが、課題とせざるをえません。

本願寺に火災の危機が迫ったときのもつとも本格的な
避難・防衛体制は、文化十年（一八一三）正月附で布達
された「急火之節御手当定」と「急火御手当大御仲居江
被仰出」（両者とも「日次之記」）です。「日次之記」の
丁数で、両方を合計すると二十丁近くになります。内容
の紹介は、後掲の項でおこないます。「急火之節御手当
定」が避難体制、「急火御手当大御仲居江被仰出」が火
災の防衛体制です。ただ、少し注意が必要なのは、こ
の「急火之節御手当定」と「急火御手当大御仲居江被仰
出」は、本願寺にせまる火災の危機における避難・防衛
体制だということです。以後、この二つが本願寺の防災
体制の基本となります。ただ防災体制といった場合、日
常的な火の用心の体制と重なるのかもしれませんが、災
害の発生を感知・監視する体制と本願寺に危機が迫った
ときの避難と防衛の体制に分ける必要を感じます。

この視点に立つと、先に心許ないと書いてしまった延

享三年十月の「定」は、災害の発生を感知・監視する体
制と位置づけることができるでしょう。ですから火災に
対する本格的な避難・防衛体制である「急火之節御手当
定」と「急火御手当大御仲居江被仰出」が制定されても、
延享三年十月の「定」は生きていました。先に少し記し
た留役所「諸日記」弘化三年閏五月十六日条によれば、
五か条であった延享三年十月月の「定」を、当番が病氣
や所用で出勤できないときの条や日々の勤務態勢などの
内容の条を追加し全体を八か条に増やしています。あら
たな「定」の最後には「右者延享三年定書相渡置候処、
年時相立振合も相変候付、此度依御奉行御沙汰相定候」
とありますので、本願寺の現状に即応させようとする意
識が読みとれます。

では避難・防衛体制の「急火之節御手当定」と「急火
御手当大御仲居江被仰出」は、その後、どのように運用
されたのでしょうか。留役所「諸日記」嘉永二年（一八
四九）十二月六日条には、状況に対応して簡条が追加さ
れた「急火之節御手当定」と文化十年の「急火御手当大
御仲居江被仰出」が五十三丁にわたって筆録されていま
す。その月日条の一つ書きには、次のようにあります。

一 近火之節、御手当之義長御殿松之間前二上ヶ有之
又り板之趣、当時不用之事も有之、且不足之事も
有之ニ付、取調書改方何書差出候様、先達而御日
次所へ申達有之、其後段々及催促候処、廿四番臨

時伺帳を以多仲方左之通差出

この記事によると、近火に際する「御手当」が長御殿松之間に塗板に板書されて掲げられていたようです。「急火御手当大御仲居江被仰出」と「急火之節御手当」の両方だと板書するのに長すぎますので、どちらか一方だけで、可能性としては短い方の「急火御手当大御仲居江被仰出」だと思うのですが、それにしても長すぎるような気がしますので、断定は控えておきます。

その内容を、先の「定」と同様に、状況に対応したより実際的な避難・防御体制にしようとする意識を、ここでも読みとることが出来ます。「急火之節御手当」で、布達の対象として追加されたのは次のような役所です。新御所様・御簾中・御勘定吟味役・大御広間・大御目附・御目附・御因役所・献上物取締などに関する役所と、「御賄奉行兼御作事奉行」と「町奉行中」の「消防方」についてです（これについては少し後で触れます）。

安政元年（一八五四）四月六日には、御所の火災がきっかけであったのでしよう、近火の際の「立除」や「其外御手当御備向」の内容を、さらにを近年の状況を考慮して「折衷取捨」した実用的な方法を勘考すべき旨を、勤番・御勘定奉行・町奉行・御賄奉行・御作事奉行・役僧・大奥御用人并御近習・御錦花殿などの三十一の役所・役人に達します（「諸事被仰出申渡帳」同年月日条）。「諸事被仰出申渡帳」には、次のようにあります。

一 御近火之節、御立除并其外御手当御備向之義、去ル文化十四年正月諸役所江箇条を以被仰渡候事二候、然る処年時も相立、且当節模様替之儀も可有之間、右酉年被仰渡之趣、猶当今之御次第見合折衷致取捨、当時実用之処、夫々勘考箇条書を以早々可被伺出候事

但、文化度被仰渡之節迄無之役所者、更ニ勘考伺可有之候事

ただし、このときに具体的にどのような「折衷取捨」が施されたのかについては記事が残っていません。しかし、「諸事取調言上帳」（林藤馬騰担当、二十二番帳）安政三年四月朔日条によれば、安政二年八月には御賄奉行が兼役していた御作事奉行の職務が停止されることとなります。以後はその職務を大御仲居が統括することになったことによつて、翌三年四月に「急火之節御手当」の規定の再検討が実施されました（この記事については、筆者が『同和教育論究』に連載している「近世真宗差別問題史料」の第一七回に全文を翻刻する予定をしていますので、この項目での史料引用は控えておきます。ただ、刊行は二〇二三年度になるでしょうか）。

「諸事取調言上帳」に筆録された再検討では、文化十一年の「急火御手当大御仲居江被仰出」が「急火之節御手当」の名称に入れ替わっています。この時期の本願寺

における寺務処理案の検討方法の典型なのですが、「急火之節御手当定」を筆録した「諸事取調言上帳」を坊官や家老衆に回覧し、各自が訂正案や他者の案に対する賛否などを朱筆や墨書の付箋で示すという方法が採られました。訂正内容のポイントは、御作事奉行の役割を大御仲居に変更することですが、検討にあたった坊官・家老衆は基本的に文化十年の体制を尊重して変更しないという立場だったようで、配置役人と人数の変更が中心となりました。この点からすると、安政元年の「折衷取捨」した実用的な方法を検討するという達は実行されなかったのではないかと思われます。

少し時間を戻しましょう。「急火之節御手当定」は、おそらく本願寺が体験した災害の経験を反映して、内容を実際に洗練しようとした姿勢が窺えたわけですが、文化十年正月以降では本願寺は次のような災害への対応を迫られました。筆者が記事所在メモに拾った範囲で、地震の事例を紹介しましょう。

天保元年（一八三〇）七月二日・天保三年五月二十日
 ・天保十四年二月九日の地震で、本願寺だけでなく大谷本廟や北山御坊などが被害を受けていますが、御真影が御白洲に遷座されることはあっても、大谷本廟や大通寺に避難するということはありませんでした（「日次之記」
 「晟章殿記録」留役所「諸日記」など）。もつとも、本格的な大地震となれば、避難先の大谷本廟や大通寺も被災している可能性がありますので、火災とは違った臨機

応変の判断・対応が必要であったことでしょう。

危うかったのは、安政元年（一八五四）六月の地震です。安政の地震に対する本願寺の対応は、「晟章殿記録」留役所「諸日記」「諸事被仰出申渡帳」「日次之記」などに筆録されています。安政元年は六月十五日の早朝にも地震があり、この時は広如宗主・新門徳如宗主・常君らが写字台前の庭に暫く避難しました（「晟章殿記録」）。留役所「諸日記」同年月日条によれば、地震の規模は「先年天保元年度方ハ軽く」とありますが、「余程相震、棚之上之物落候程ニ而、瓦も落」るような状況で、両御堂で本尊の「御立退之御用意」もおこなわれました。

ただ、広如宗主は体調が勝れなかったようで、御堂へは新門徳如宗だけが準備に立ち会うために御成しました。地震対応の人の出動という面では、「堀川三御門・両御堂御門開キ無之ニ付、御守護之為罷出候もの、且者白砂堀川等江御境内之者罷出候而、相凌之為ニ皆々開キ候様左兵衛尉及下知、御家中之面々追々出動」（同前）というような状況で、定められている防災の人員がすべて出動したとはいえないレベルであったと思われます。

この時の火の用心については、「御作事奉行差図有之、火之元之義者御日次所江申達、殿中見廻申付」（同前）とあります。十五日の夜には、勤番中四人・役僧中四人・番組中十人・三十日番六人に宿番を命じられています（「諸事被仰出申渡帳」）。「段々夜も明ケ卯半刻比ニ相成候処、格別震りも不申、晨朝も其儘ニ而御始ニ相成」

〔留役所「諸日記」安政元年六月十五日条〕となります。しかし、「長御殿始一同引取候途中、亦々最初方ハ少々軽く候得共、亦々震候ニ付何れも再出役」となり、御真影を御簞笥に移し、南余間に安置し、還御することはできませんでした（留役所「諸日記」）。以上のような状況は、文化十年正月の避難・防御体制は機能したといえるのかどうかはより詳細な検討が必要ですが、まったく機能しなかったわけではないとは考えられます。

地震の規模が大きかった安政元年十一月四日の状況も、「晟章殿記録」留役所「諸日記」「諸事被仰出申渡帳」「日次之記」などに筆録されています。留役所「諸日記」安政元年十一月四日条（「五日」と誤記されています）には、「今朝辰半刻亦々地震、大躰先達方少々動揺者軽方ニ候得共、其間者長方ニ有之候」とあり、次いで阿弥陀堂の本尊と御影堂の御真影を「如例、御影堂御正面江奉成」り、新門徳如宗主が御成し、家中の面々も守護に罷り出てきます。その装束について、「衣体、或者火事羽織、或者常服也」とあります。そして御堂の御白州には「小頭組等相詰警衛致し候、御門相切候得共、右者明ヶ置候而も宜敷義ニ有之、諸人数ニも相成候事也」ともあります。記載振りから、同年六月の地震の経験が生きており、ある種の余裕が感じられます。留役所「諸日記」安政元年十一月八日条には「御真影様を奉始、今日没前御帰座被為在候ニ付」とあり、ひとまずは八日には通常の体制に戻りつつあったと考えられます。

地震後の警戒の態勢について「諸事被仰出申渡帳」安政元年十一月六日条によれば、年寄中・勤番中・役僧中・番組中・三十日番中・「御賄・御作事兼奉行」・御賄と御作事の下役らに対し、余震が穏やかになるまで御堂余間にて昼夜の番を命じるのですが、「諸事被仰出申渡帳」安政元年十一月十日条になると、次のように防御の体制が緩和されています。

十一月十日之分

一 勤番中

地震穩ニ相成候に付、兩人ツ、御番被仰付之
但、大震動と申に茂不至、時々動揺之節者、別
段御沙汰無之候間、去六日被仰付候通被相心得、
御番可被致候事

同様の達は、役僧中・番組中・三十日番中にも達せられます。そして、十二月朔日には十一月十日と同じ、「大地震者勿論、動揺烈敷候節ハ、別段御沙汰無之候間、去月六日被仰付候通御番可被致候事」という但し書きつけて、地震が穏やかになったとして「御番常例通被仰付之」と勤番中・役僧中・番組中・三十日番中に達します（諸事被仰出申渡帳）。

火災を例にとると、やはりなんといっても元治元年（一八六四）七月十九日の蛤門の変による火災が最大の危機でした。この時は、御真影は大通寺ではなく大谷本廟に

避難しました。安政の地震にしても蛤門の変にしても、迫り来る危機に対する本願寺に対応については、それぞれ項を立てなければ書き切れそうにありません。

最後に、目次記や記録類に登場する本願寺の火消について記事を少し紹介しておきます。ただし、この火消は役として火消を任命されている人々のことであるのか、恒常的な火消集団であるならその規模などについて知りたいところですが、筆者にはまったく判りません。

最初に紹介するのは、「目次之記」天保二年十一月二十日条です。

一 御作事奉行

今般御作事火消再興被仰付候二付、非常之節御構内御固め之儀者不申、大谷・西山・山科等御近火之節、御人数御差向之事故、進退嚴重及下知、無作法無之様一統心得方箇条を定可被置候、右定之趣違犯之者有之候ハ、急度曲事可被申付、依而此段申達候也

少し意味が判らない文言がふくまれているのですが、「御構内御固め之儀者不申」とありますので、大谷本廟・西山御坊・山科御坊などの近火で類焼の危機が発生したときだけでなく、当然に本願寺の危機にも駆けつけたでしょう。「御作事火消」とは作事奉行によって統括された火消集団で、それが再興されたようです。ただ残

念ながら「一統心得方箇条」は筆録されていません。

「諸事被仰出申渡帳」にも同じ記事があるのですが、こちらは町奉行中への達で天保二年十一月十八日条です。少し違った内容が含まれていますので、こちらも提示しておきましょう。

申達

十一月十八日

一 町奉行中

従古来御構内非常為御手当、作事火消被備置候処、先年不都合之儀有之作事火消備被廢候、然ル処此度再興被仰付候二付、向後町役所火消・御作事火消相互二令和合、争鬪ケ間鋪儀無之不惜身命相働候様能々被申合、支配下末々迄急度可被及取示候、御内同士二而互二權威を振ひ、争鬪ケ間鋪義有之候而者、对他方誠ニ御室御不外聞ニ相拘候間、若向後争鬪ケ間敷義有之候ハ、不諭理非双方共急度曲事可被仰付候、依而此段申達候也

この記事によって、本願寺における火消は作事奉行管轄と町奉行管轄の二つの集団があったことが判ります。二つのうち作事奉行の火消が廃止された「先年」の年次は探索し切れていませんし、町奉行の管轄の火消と作事奉行管轄の火消がどのように役割を分担していたのかについても探り切れていないのですが、二つの火消が主導

権を争ってでしょうか、持ち場争いでしょうか、「争闘ケ間鋪」状況となり作事奉行の火消が廃止されたということが判ります。

記事をもう一つ紹介しておきます。「日次之記」天保六年十一月二十六日条に、次のようにあります。

一 御作事奉行

一昨廿四日、御作事火消大廻り之節、於御境内対御末寺不穩次第有之趣相聞候、右者全其役前示方不行届之至二候、仍之御察当被仰出之

十一月二十四日ですから報恩講に際する火の用心のために本願寺の周辺を回ることを「大廻り」と称したのでしょうか、これが作事奉行管轄の火消に固定された役割の一つであったのかどうかについても判断を保留しておきます。判らないことだらけなのですが、火消について以上のような事例を示すと、確立した組織であったのか、役として任命された家中が必要に応じて駆けつけたのかはともかく、それなりに活躍していたのではないかと想像されます。

しかし、たとえば「日次之記」寛政三年八月二十日条の「今申半刻比方大風雨ニ而所々方々損シ候事、安永五申年六月ノ大風雨ニ被劣風雨ニ候事、右ニ付御堂向諸番所并火之元見廻り江茂火之元念入可申候様、御日次所当番相廻り申渡候事」とあるのをみると、火の元の用心は

日次所の当番が見廻っています。

留役所「諸日記」嘉永二年八月二十八日条によれば、前夜に南玄関の下部部屋で床下の藁屑に火が燃え移り、早速消火されるといふ事故がありました。この事故について、御目附が玄関の当番二名に慎みを申し達すとともに、「常番十人計御玄関へ相詰、終夜火之元入念時々見廻り候」とも申し達します。この他、両御目附・日次所にも、終夜の火の用心を命じられています。ここには、御作事奉行にしろ町奉行にしろ配下の火消は登場していません。火消は火消であつて、特別な行事に係属してはいない日常的な火の用心は職務外ということに納得すればいいことなのかもしれません。

筆者は、本願寺の火消について今ひとつ明確な像を描けていません。その手がかりとして、先に少し後に触れると記した嘉永二年十二月六日の項目が追加された「急火之節御手当定」（留役所「諸日記」嘉永二年十二月六日条）の作事奉行と町奉行中について記事を紹介する必要があります。

一 御賄奉行兼

御作事奉行

綱所中

小役人

水口若狭

大工肝煎中

下大工
手伝肝煎中

手伝方

近来消防方之義被仰出有之候通、兼而其役前ニお
ゐて手配可有之事

但、文化十酉年大御仲居江向手配等被仰出候通
可被相心得事

一 町奉行中

近来消防方之義被仰出有之候通、兼而其役前ニお
ゐて手配可有之候、尤七条口御門・大宮口御門・
堀川口御門等之義、兼而心得方可被申達置候事

右之通被仰出候間、御立除御供并御留主居残り之
面々、兼而其役所ニおゐて申合置可被相勤候事

但、御登人躰出勤不相成候、尤重病之向者不及
出勤、（つこ） 当病之向者出勤可有事

年月 長御殿

右奉伺

この記事によって御作事奉行の管轄下の火消が、綱所
中と水口若狭ら大工衆で構成されていたらしいことと、
町奉行管轄の火消の担当箇所的一端が判ります。しかし、
これで火災の防御や火消に関して、すべて筆者の腑に落
ちたというわけにはいきません。

たとえば、先に少し提示した安政の大地震の事例につ
いて、留役所「諸日記」安政元年六月十五日条に「火之

元之義者御日次所江申達」とあったことや、その他の事
例でも日次所の当番による火の用心の見回りが登場して
いることが、火消との関係でやはり気になります。本
項目のテーマは、まだまだ事例と関係記事の収集・整理
が必要です。

【文化十年正月「急火之節御手当定」
「急火御手当大御
仲居江被仰出」】

「日次之記」文化十年（一八一三）正月分の冊子の帳
末に「急火之節御手当定」と「急火御手当大御仲居江被
仰出」が筆録されています。前項目で書いたように「急
火之節御手当定」が緊急避難体制で、「急火御手当大御
仲居江被仰出」が火災の防御体制です。前者が「日次之
記」十三丁半、後者が五丁半で、総計十九丁にわたりま
す。それぞれ全文の翻刻を提示するとかなりの頁が必要
になります。この両者が、本願寺における近世後期の
緊急避難体制と火災の防御体制の基礎になりますので、
全文を紹介します。

まず「急火之節御手当定」です。

急火之節御手当定

御紋付高挑灯 朱御紋付
御合印なし

一 御本尊

一 御真影御遷座

為合図御堂喚鐘可打事

御先立 年寄中老

御無人之節者

御用人之内方老

小人式人

御轅役 院内中

介添 堂達中

助力者小人四人

御供 勤番中式人

院家中

内陣中

余間中

堂達中

居残之外不残

衣体直綴小五条指袴帶刀、尤御咎筋在之族八出

勤無之様、無間違兼而可被相心(マ)事

但、兼而相渡置候白布役僧隨身可致事

御所様

供奉年寄中老

御側御用人老

御近習之内方四人

御供頭 勘ケ由之内老

御次供 右内 中小姓之内方四人

御供頭申合老

御茶道老

御輿之者六人

御挑灯 高張式本 下部六人

御先弘 鉄鞭小人兩人

御打物 小人 小頭老

御次給事四人

小御仲居 多仲

戸右衛門

御料理方老

御膳方老

下部式人

御膳等之手当無手拔様、兼而小御仲居ニおゐて

用意可有之事

一御堂居残 勤番中式人

役僧中老

番組堂達中七人

右直綴小五条絹袴帶刀

三十日番

右直綴墨袷裳帶刀

火番

半皮大御仲居方可相渡事

高挑灯大御仲居方廻置候事

一方角二付、御除場

東北之方、急火之節八大進

南西之節者、撰津介

大火之砌、南西之節、龍谷山
東北之節者、大通寺

御姫様
年寄

惣女中

御供
年寄中老人

三人之節者御用人老人

御附式人

内老人ハ表方廻ル

綱所間太夫

表綱所

千左衛門

半次郎

小頭老人

御打物

小人老人

小人式人
給仕式人

御輿之もの四人

御挑灯高張式本
箱式張 下部四人

御膳等之手当無手拔様、兼而用意可有之事

御除場

御所様御同様

蓮淨院方

附

留次郎

小人老人

打物可持事

下女等

鞍駄下部式人

箱挑灯式張

下部式人

一黒門御屋鋪

御附惣十郎

小人式人

内老人御打物可持事

坊主老人

御輿之もの三人

箱挑灯式張下部式人

但、御膳等用心得可在之事

一大宮御屋鋪

小人式人

内老人御打物可持事

御輿之もの三人
御箱挑灯持下部式人

右可相廻事

右者興門様江書付を以申達置候事

一長御殿

諸方下知

年寄中

書記

坊主

下部六人

御用物相片付候而、西御蔵江納、其余者年寄中下
知次第、其場所へ可向事

但、茶道申合、黒御書院御襖等西御蔵江可納事

且御供之書記、御印書紙并筆紙墨用意之事

一御納戸 常役中

極印所

繪表四人

常坊主下部六人

御用物西御蔵江相納、其余年寄中差凶次第可被相

働候事

一御宝物

御留守

年寄中

御納戸役方一人

常番

綱所

極印所

繪表所

六人

小人五人

下部八人

御境内

年行事

常役中

一御判木所 御判木御納戸江渡置、役場江向候事

一滴翠園

御預り

侍中

綱所中

常番小人二人

下部三人

御道具類籠抹無之様取片付、西御蔵へ可相納事

一時計間

番中

急火之節、当番之者一人御堂江御鍵持出、勤番中

江相渡、其上小御書院及御番所取仕舞取計可申事、

尚番兩人相詰候而、残之衆中桜之間江相詰、年寄

中差凶次第可被相働事

但、小御書院御襖等西御蔵へ可納事

一雀之間

常番中

当番一人居残、余者長御殿桜之間へ相詰、年寄中

差凶次第可被相働事

但、御襖等取片付、西御蔵江可被相納事

一御印所

常役中

堂達除之

坊主一人

御印箱袋二入、長御殿江可被相納候事、其余者桜

之間江詰、年寄中指図可被受事

一小御広間

奏者中

御玄関へ出張、諸向御使等取次可有之事

但、遠方之御使等湯漬之義ハ大御仲居へ兼而申

達有之候而、其節無手拔様取計可有之事

奏者中之内申合、白御書院御襖類雁之間二至迄、

西御蔵へ可被納候事

一 御日次所

当番

侍中

綱所中

小人式人

下部式人

御記録類免抹無之様取片付、西御蔵へ為相送、御

納戸役江可被相渡候、尤御立除之御手当御供人数

相調、長御殿桜之間江相詰、年寄中差図可被受事

但、綱所中ハ紅葉之間へ可相詰事

一 御用懸り

常番

侍中

綱所中

小人式人

下部式人

御用書物類并調方、堂達方書類并鍵等受取、西御

蔵江為送、書記方へ可被相渡候、其余ハ桜之間へ

相詰、年寄中差図可被受事

但、綱所中ハ紅葉之間へ可相詰事

一 調役

堂達中

非常之節、御用書物并鍵等御用懸へ相渡し、早速

御堂へ相詰可申事

一 虎之間

常番中

小人式人

下部式人

外二式人

帳面書類并波之間御襖類取片付、御納戸へ相渡、

西御蔵へ可相納事、其余ハ御堂へ相詰年寄中下知

可受事

一 御玄関

綱所中

御立除ニ及候程之場ハ、両三人相詰、残りハ長御

殿紅葉之間へ相詰、年寄中下知可受事

但、帳面并御襖等取片付、西御蔵へ可相納事

一 南御門

御奏者之内方申合老

御玄関御番之内方式人

小人四人

但、式台二座可罷居候事

下部式人

但、御立除ニも及候程之節ハ、御供用意として長

御殿桜之間へ可被相詰、其余ハ年寄中差図受可被

相働事

但、綱所中ハ紅葉之間へ可相詰事

右出入非常可改事

一 御台所御門

辻番之

番方老

門番老

一 究竟院殿・広教寺殿ハ、兼而申達置候通、鞍駄并

御附綱所中不残、小人老人ハ相残り、其余者御附

添立除可申事、尤御大切之御身分ニ候得ハ、呉々

も免略無之様、兼々無油断相心得、北面之近火二ハ

、西側御屋敷江立除可有之、尤其段年寄中江早速
届可申事

但、其余方角、左之通

養老亭 馬町御屋敷

其場所方早速届可有之事

御膳等用意之義ハ、兼而心得可有之事

一大御仲居之義者、別紙を以申達置有之事

右居残之族者在々役前無油断可被相働事

右之通被仰出候間、御供出役居残之義、兼而其役

所詰所切ニ夫々申合置、相勤可申事

但、右之外役所々々ニおゐて、夫々手当申合

可被置事

文化十癸酉年正月

長御殿

次は、「急火御手当大御仲居江被仰出」です。

急火御手当大御仲居江被仰出

一御境内東之方出火之節者、両御堂御門前石橋江罷

出警固御手当、左之通

御賄奉行兩人

御賄方之内申合

作事兼 兩人

小頭之内申合

式人

御賄方小役人

申合式人

蠟燭用意可致事

御作事小役人

三人

御大工水口代

肝煎 老人

下大工手伝方

御印并火消道具持參

右何れも平日申付置、出火之砌、石橋ニ御印を立、

右場所江相集候様可申付置事

一御近火之節、飯事用意無手技様、兼而手配可有之、

人数者も勿論、詰役所迄も夫々心配可有之候、別

而相働候面々取落無之様、下部ニ至迄手当第一之

事并自然御立除も可被為在程之義ニ有之候ハ、

御立除御場所江食料用意可相廻事、尚又御留守之

互々迄も、是又無油断手当可有之事

大奥御内証御殿御取片付、小人下部等兼而手当有

之、夫々平日ニ談合可有之事

一大御仲居御出入方駆付候ハ、直様右場所へ相集

候様可申付事

但、半皮相渡可申事

一御作事御出入方駆付候ハ、直様右場所へ相集候

様可申付事

但、半皮相渡可申事

一 高張挑灯并細引繩等兼而用意手配置、不足無之様持出可申事

一 両御門打置、大門脇小門方往来之事

一 堀川通上下并御前通外御構御門へ切可申事

但、御前通御門之義ハ小門無之故、其時宜ニ方

取計可申、尤御門前御丁奉行方固可申事

一 両御門前挑灯式張宛差出可申事、三方外諸門

前台挑灯式張宛差出、番人可罷出居事、右者平

日夫々相渡置可申事

一 駆付大工并手伝日雇之もの駆付候ハ、夫々御心付被下候事

但、半皮平日ニ取しらへ不足無之様可致事

一 右場所へ相詰相居御賄奉行方夫々差図可受事

但、働之輕重見落無之様、尚又小頭江も可申付

事

一 丑寅方角之節者、阿弥陀堂御門前江御印相立相集り可申事

一 辰巳方角之節者、御影堂御門前へ御印相立相集り可申事

可申事

一 御境内外たり共、未申方角之節者、七条御門前へ御印相立相集り可申事

一 申西方角之節ハ、大宮御門前江御印相立相集り可申事

一 戌亥方之節ハ、大宮御物見前江御印相立相集り可申事

一 戌亥方角ニより御構危キ様子ニ候ハ、北屋敷御預り両御方御附之面々并御供警固差出先ツ西側御屋敷江御立除御案内可申事

但、兼而申達置候通、手当無間違様取計可有之事

一 火消道具、平日御手当無懈怠取計置可申事

一 御手当人数、平日夫々可被申付置事

一 六条村・柳原・天部等御手当人数、東方角出火之節者、御堂白砂江相詰、御作事下知ニ可随、西北

南方角之節ハ、大御仲居前江相詰、右同様下知ニ

随ひ可申事

一 小人以下、火番下部等ニ至迄、半皮用意、夫々渡

方等兼而取しらへ置可申事

但、時宜ニ方白砂番所江御賄奉行相詰、御門番

等下知可申置事

右之通被仰出候条、平日共無油断様、夫々手当可

被申付置候事

文化十四年正月 長御殿

大御仲居 御賄奉行中

御賄奉行中

記事の提示が長くなりました。しかも筆者には解説で
きない細部が非常に多くあります。記事を投げ出すよう
で申しわけありません。

気になる点の一つに触れておきます。それは但書にあ

る「半皮」で、何なのかが判らないなりに気になっていきます。おそらく前項目で紹介した留役所「諸日記」弘化三年（一八四六）閏五月十六日条の「火事装束」の一種で、裏地が革の羽織のことではないかと思っています。

太鼓の皮の張り替えや皮を材料にした火事装束は、被差別身分の門徒たちが本願寺に献上していたのではないかと想像しています。たとえば、伊予国の被差別寺院の門徒惣代らが弘化三年三月に本願寺の惣会所役人に宛てた歎願書に「皮羽織」の献上（留役所「伊予諸記」五番帳）が、嘉永三年三月二十八日条には伊予国の被差別寺院による「革法被」の献上（同七番帳）がみえています。

内容的に気になる点は、「急火之節御手当定」「急火御手当大御仲居江被仰出」には、火消が登場していないことです。単純にこの時点では、まだ組織されていなかったと考えていいのかもしれませんが、今一つ自信を持ってません。作事奉行管轄の火消と町奉行管轄の火消が何時に組織されたのか、また、作事奉行管轄の火消は何時に廃止されたのかなど（再興については、前項を参照してください）、筆者は判らないことだらけです。

最後にもう一つだけ記事を紹介しておきます。「諸事被仰出申渡帳」明治三年正月六日条です。

正月六日

一 町奉行

東門様四町四方御近火之節、是迄消防人数御差出

有之候処、此度御双方御^(マ)駆合濟二而、人数御差出御止メニ相成候間、此旨可被相心得候、猶仏門様・専門様も御同様、已来人数御差出御止メ人夫^{御見舞}御差出相成候間、是又被相心得取計可有之候事

同じ内容が同時に金穀懸にも達せられています。近世後期から維新期にかけての本願寺の職制の変遷を押しえられていませんが、金穀懸とは作事の業務内容を引き継いで幕末期に新設された役所かと思えます。

おそらく元治元年（一八六四）の蛤門の変による火災が切っ掛けであったのだらうと思いますが、本願寺と東本願寺・佛光寺、さらに「専門様」とありますので高田派専修寺をふくめた四者が、近火の際の「消防人数」の派遣差し出し協定を結んでいたことが判ります。ただし、本山の専修寺は伊勢の津ですので、「専門様」とは高田派の京都の御坊のことでしょう。

提示した記事の「消防人数」が、作事奉行管轄の火消と町奉行管轄の火消に相当するのでしょうか。そうだとすると、では「御見舞人夫」とは、どのような存在なのでしょう。前項の終わりにも言い訳しましたが、筆者には作事奉行管轄の火消と町奉行管轄の火消の具体的な姿を今一つ思い浮かべることができません。

なお、前項でも注記しましたが、「急火御手当大御仲居江被仰出」には京都の複数の被差別部落の真宗門徒が

防災体制に組み込まれている内容がふくまれています。この点や被差別身分の門徒たちによる本願寺護持のための消火・防火活動については、前記の「同朋運動史の窓」六八回・六九回で取りあげました。それぞれごく簡略な記述ですが、ご参照いただければ幸いです。

【補足】

とりあえず脱稿して原稿から離れていたのですが、本願寺の町役所が作成した万延元年（一八六〇）七月「火事装束直段積り書」を手に取ることができました。これによると、最初に書き上げられている「御纏添革羽織并頭巾胸当」の注文数は品数四、以下、主な物を示すと、「鼠半会火事羽織」「鼠半会胸当并石帯」「陣笠并組用」「鳶方革羽織」はそれぞれ三十です。「紺木綿股引脚半」が五十、「鳶方梯子木綿法被」が八、「同革下法被」が三十六、「同紺はつち」が四十、「平人足茶木綿法被」「平人足浅黄木綿はつち」が各五十、「同太五平陣笠」が八十など、合計十六の品が書き上げられています。筆者には、どの品とどの品が同じ人物が着用する火事装束の品であるのか判別がつかない部分もあるのですが、町奉行管轄の火消の規模を考えようとするときに参考にすべき注文数ではないかと思えます。

（さうだ まさゆき 種智院大学特任教員

本願寺史料研究所委託研究員）

《編集後記》

本号は、左右田昌幸氏に、江戸時代の本願寺の防災対策をテーマにご執筆いただきました。大雨による堀川の氾濫や大風、さらには地震への対応に関してもご紹介くださいましたが、やはり防災となると火災が中心的な問題となるようです。対策についての申し合わせの内容や、喚鐘と太鼓に対する意識の違い、天明の大火が防火意識に及ぼした影響、火消しの担当者、そして消火・防火に伴う動きなど、防火体制に関する様々な側面を論じていただきました。

ご承知のように、私たちの暮らす世界は、いまや規模災害の頻発が当然のようになってしまいました。現代日本では、江戸時代に比して科学技術の発達に伴うインフラ整備が進んでいるとはいえ、大規模災害が発生すると、そうしたインフラも自然の前ではほとんど無力に等しいようにさえ映じてしまいます。

江戸時代の本願寺の災害対策に、今日の取り組みの直接のヒントを求めることは難しいかもしれませんが、災害に向き合う人々の心性には、通底するものがあるようにも感じます。

今年度の公開講座は、昨年度と同じくオンライン配信での実施となりました。江戸時代の寺内と町奉行、一〇〇年前の本願寺といったテーマの講座を用意したところ、多くの方にご視聴いただきました。この場を借りて御礼申しあげます。